

## 神戸家庭裁判所委員会議事概要

### 1 日時

令和元年7月8日（月）午後1時30分から午後4時まで

### 2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）（委員長を除き五十音順，敬称略）

稲葉重子（委員長），梅谷順子，大野浩，奥見はじめ，小野裕美，清瀬伸悟，  
小林杉男，永井尚子，福田好宏，三好彩，森茂起

（オブザーバー）

細島秀勝，西川裕巳，石井智世，阪田和也，秋田正之，丹治純子，辻循，三好  
敏夫，木村祐司，奥井衣代，塩見善博，足立和友

（庶務）

砂川朋子，関口律子

### 4 議事

(1) 委員交代の報告

(2) 前回のテーマ「裁判所における防災の取組について」の取組状況報告

(3) テーマ「家事調停充実の取組について」の意見交換

別紙のとおり

(4) 来庁者アンケートの集計結果報告

裁判所から，平成31年2月1日から令和元年5月31日までの間に投函された来庁者アンケートの集計結果報告を行った。

(5) 次回のテーマ

少年の再非行防止に向けた取組としての教育的措置

(6) 次回の開催日時

令和2年1月20日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

(別紙)

テーマ「家事調停充実の取組について」の意見交換

(意見交換に先立ち、裁判所から、テーマについての説明を行った。)

(以下、委員長は◎、委員は○、裁判所の説明者は■と表示する。)

- 調停室では、当事者はどのあたりに座るのか。
- 非常用ボタンをすぐに押せる場所に調停委員が座り、入り口に近いところに当事者が座っている。当事者は、同席の場合には横並びで座っているが、代理人がいる場合には、当事者の間に座る。
- ◎ 当事者の中には、顔も見たくないという人もいるし、近くに寄りたくないという人もいるので、机の端と端に座ってもらうこともある。代理人のほか、裁判所職員である家庭裁判所調査官が同席することもある。座り方に決まりがあるわけではないが、当事者と調停委員は向かい合って、当事者は並んで座っている形が通常である。
- 視覚化ツールを使用するようになった時期はいつか。
- 裁判所では、調停充実という組織的課題を掲げており、その中で視覚化のツールを導入しているので、1年以上前から利用実績があると認識している。ヌーボードについては、比較的最近であると思う。
- ホワイトボードを使用することもあるが、ハンディで持ち込みやすいということでヌーボードは利用しやすい。全国的にも使用していて広がってきている。
- ヌーボードは、争点について、合意した点と合意していない点を整理して活用した事例があり、当事者が納得できて調停成立に向けて非常に有益だった。また、家庭裁判所調査官が、ヌーボードを使って、双方の主張をまとめたものを見せてもらった事例がある。相手方に何が伝わっていて、こちらが何を聞いているかを共有することができ、当事者の納得を得やすいので、今後も使用してほしい。
- 調停室が非常に狭い印象がある。紛争の当事者が同席するという事は、DV

ではない事案やパニックになることが想定されていない事案でも非常にしんどいと感じる事案がある。そのためだけに代理人を立てるということもある。また、同席をした後、体調が悪くなるということも実際にある。ヌーボードを使えば、争点の明確化や手続の透明化などの点において、同席説明と同じ効果があるのではないかと思うので、原則として使ってもらいたい。できれば、ヌーボードを写真に撮るなどできたらありがたい。

- スマートフォンなどで撮影したほうが分かりやすいという御意見もあるが、調停は非公開手続であり、撮影を認めると、ブログ等で公開されるなどの危険性がある、また拡散しやすい。当事者に手書きでメモをしてもらうことになる。
- ヌーボードを示すときに内容をメモする時間があったらそれでよいが、裁判所がメモをするように勧めることがあってもいいのではないかと考える。
- 全ての実情を把握しているわけではないが、ヌーボードを使用する目的としては、話した内容を視覚化して理解してもらい、次の期日までに準備しておいてもらうことを伝達することを念頭に置いているので、メモをしたい人についてはメモを取る時間を取っていると思う。
- 実際に見た調停室は非常に狭いと感じた。ヌーボードを活用できたらよいと思うし、同席説明をするのであれば、心理的距離をとるために、当事者の間に何か置くなど工夫してはどうかと考える。二人で紙をのぞき込むということには抵抗があるのではないか。また、ヌーボードは、調停のプロセスを第三者的に見られるという点が利点と考える。
- ◎ 見学していただいた調停室以外にも、もう少し広い部屋がある。
- どの調停室を使用するかについて、DV事案やパニックになるというような情報を申立書などから入手した場合は、別室で行っている。反対当事者がどの部屋にいるのかが分からないようにするなどの工夫をしている。遺産分割事件などは、当事者数が多いので、広い部屋を使ったりするなど、必要に応じて決め

ている。

○ 離婚率が上がっている中、大変なお仕事をされていると思う。離婚調停事件は突出して多いのか、調停事件における比率はどれくらいなのか、また離婚せずに元に戻るということはあるのか。

■ 離婚調停の割合は傾向として微減と把握している。調停事件も全体として減っている。養育費、婚姻費用などの家事事件手続法別表第二事件については増えている。よりを戻したいという調停内容は、夫婦関係調整調停事件の中では円満調停になるが、離婚には至らず当面別居するということでまとまることもある。

■ 円満調停の申立ては時々あるが、結局離婚するとなってしまうこともあるので、離婚せずよりを戻す形で調停が成立するのは、私がこの1年経験した中では3件くらいである。

○ 離婚調停事件には種類があるようだが、よく分からない。

■ 離婚そのものを成立させたいという申立てもあれば、当事者間で協議離婚が成立していて、それ以外の養育費や財産分与をどうするのかといった離婚に関連する事柄について解決したいという申立てもある。統計の数値上は、後者は、それぞれ1件で数えるが、前者は、離婚調停に関連する養育費や財産分与を含めて1件と数えるため、離婚調停は微減であるが、養育費等は増えているという統計数値となる。離婚関係の調停は調停事件全体のかなりの割合を占めている。

◎ 離婚調停の場合は、併せて養育費や財産分与などについて調停が申立てられている場合が多く、養育費や財産分与などが解決しなければ、離婚もしないという事案が多い。

○ 調停室については、狭く感じ、トラブルを抱えて顔を突き合わすには、ストレスになるのではないかと思った。待合室にベビーベッドが設置してあったが、授乳をするスペースなどはあるのか。

- 5階に授乳ができる部屋がある。
- 授乳するスペースを表示しているのか。
- 庁舎案内図に明記しているかどうかは即答できないが、個別の事件の中で裁判部において対応されていると認識している。
- 裁判部では、授乳、搾乳に限らず、当事者から体調が悪いなど、配慮してほしいというような申出があった場合は、一つ一つ事務局と相談しながら対応している。申出があれば、裁判所として対応するということは調停委員にも伝えている。
- 調停事件でも、障害が理由でコミュニケーションを図ることが困難な方が当事者となる場合があると思うが、その場合、コミュニケーション能力を補う役割は、弁護士が担うのか、それとも裁判所が対応するのか。当事者の納得性が大切であるという流れからは、十分な説明と理解が必要と考えられ、それらの方にどのような配慮をしているのかを具体的に聞きたい。
- 調停は、いろいろな方の特性に合わせて進めていくことになる。どの程度の支援が必要なのか、全面的に必要なのか、付き添いで足りるのかなど事前に情報をいただくことが多いが、調停が始まってからでも、代理人がいれば代理人のサポート、御家族がいれば付き添いをしてもらうこともある。また、裁判所には、技官（精神科医）や家庭裁判所調査官がいるので、抽象的にはなるが、障害の内容によってどういう対応が必要かは常に検討しているところである。
- 聴覚障害の方であれば、ニューボードを使用することが助けになる場合があると思われる。また、自閉症の方や精神疾患のある方などは、家庭裁判所調査官が調査ということで、調停場面とは別に個別に話を聴く機会を設けて、障害の程度を確認したり、当事者の主張なども時間をかけて聴く場合もある。その後の期日に立ち会って援助することもある。
- ニューボードは効果的だと思うが、日本は読み書きの能力や理解力は一般的に高いと言われているものの、先天性の聴覚障害者は、手話で会話ができるが、筆談

は苦手であったり、後天性の聴覚障害者は、手話ができないということもあるので、特性に応じてきめ細かな対応をしていただけたらと思う。

○ 当施設では、相談に来られる方へ配布するチラシには漏れなくルビを振っている。学歴としては中高卒であっても、実際にはほとんど学校に行っていない人もいるので、自分の名前を漢字で書けない人も多い。配布資料のQ&Aは、とてもよくできていて、専門用語も理解しやすいので、一定の学力がある人にとっては大変有用であるが、理解できない人もいるのではないか。

○ 庁舎見学をしていて気づいたが、審判廷の椅子は、革張りの黒い椅子で法廷に近く、調停室の椅子はブルーのリラックスできる椅子だったので、それぞれの用途に合わせてデザインをしているのかと思った。話がしやすい雰囲気という理由などで、色や材質などを選択されているのであれば、どのような基準で決められているのかをお聞きしたい。

■ 営繕技官が決めるので、どの庁舎でも同じように作っている。椅子の色は、裁判所によってさまざまであると思うが、調停担当の意見は聞いているとは思っている。椅子の色を同じにしたり、統一感を持たせたり、考えながら決めていくと認識している。

◎ 地方裁判所に比べて家庭裁判所の調停室にある椅子は、ソフトな色使いにしているというのは一般的に言えると思う。調停室などに絵画があることも特徴的かもしれない。

◎ Q&Aをもっと簡単なバージョンにするという提案についてはどうか。

■ 非常に貴重な御意見をいただいたので、できる範囲で取り組んでいきたい。

◎ ほかの視覚化のツールなどについて、御意見を伺いたい。

○ パソコンを活用してはどうか。大学の支援室では、本人が思っていることを書き出し、それをファイルにして送ってもらうことがある。後から見ても経緯が記載されているので分かりやすい。視覚化ということでは、相手が持っている感情も共有でき、目に見えるので、本人も自分の気持ちを受け取ってもらえてい

ることが明確化される。また、後で言うことががらっと変わる人でも、パソコンで経緯を入力していれば、変わりようがない。さらに、パソコンでリアルタイムに入力したものを印刷して持ち帰るのは、非公開の手続であるため難しいかもしれないが、一旦思っていることを引き出すことで、きちんと話を聞いてもらえていることが分かるというのがよいと考える。

◎ 調停委員との関係では、当事者の言っていることを相手方にストレートに伝えるというのはなかなか難しい場面があるかもしれないが、自分の気持ちをどういう風に受け止めてもらっているかということが、後から振り返っても分かって、それが文字になっているということで視覚化されるということになる。ヌーボードも、何を記載すべきかというところがなかなか難しく、どういう項目を挙げるか、何を盛り込むかなど検討すべき点が多いので、パソコンの活用については、もう少し工夫していくべきではないかという御意見として承りたいと思う。

○ ヌーボードはあらかじめ書いておくのか。

◎ その場で記載できるようになっていて、その都度書いている。マーカーで自由に書ける。離婚の場合は、あらかじめ典型的な項目が決まっているので、項目だけ消さずに使っている場合もある。書き込むスキルについては今後養っていく必要がある。

◎ 同席説明については、裁判所としては、手続の透明性から、相手方と同席している場面で何が問題になっているのかを把握し、進行を理解する場面において、当事者に同席してほしいという希望があるが、実際は、当事者は辛くて大変な面もあるので、一件一件確認して対応しているのが現状である。

○ 数年前に同席説明の議論が出始めたころは、どのくらい同席できるのかと不安に思う気持ちもあった。同席できない方もいるが、同席できる方も思ったよりもいるというのが実感である。無理のない範囲でということにはなるが、手続の主体として、双方が同じ空間で、こういうことがあったとか、お子さんのことを考えていきましょうとか、財産関係で次回までに何をするかということを確認する

など、短時間であってもそのような時間を持ち、確認をし合って積み重ねることによって調停が成立に向かうこともある。

- 同席していることが調停の成立率のアップに繋がっているのか。
- 同席説明したものとしていないものに分けて統計を取得しておらず、同席説明だけで効果が上がっているという認識までは持っていない。ただし、同じ説明をして、共通の認識をしてもらうことで、調停の信頼感という効果に繋がっているという実感はある。
- 同席説明については、あくまで当事者同士の距離が近いという感覚を持つということを懸念しているのであって、同じ情報を共有することについては非常に意味があると思う。当事者が近づくということが求められているという趣旨ではないので、心理的抵抗がない形でできる方法を考えて配慮していけばいいと思う。
- ◎ 合意形成に向けた取組についてはどうか。
- 合意形成に向けて当事者が納得をするには、裁判所において、財産の資料や子の監護状況などについて必要な資料の提出を指示し、提出資料を確認してもらうことが重要と考える。
- 必要な資料の促しについては、確かに必要な資料が提出されていないと調停委員会としての調停案も出しにくい。調停期日の最後に、調停委員から必要な資料の指示をしてもらっているところであるが、約束したのに提出してこないということもある。そのような当事者には、メモしてもらうということはやっていると聞いている。
- Q&A、説明シートについて、理解できない人もいるというのであれば、ビデオなどの映像で示すということも一つの方法ではないか。
- 今日見ていただいたDVDは、最高裁のウェブページに掲載をしているものなので、いつでも見てもらえるが、調停期日において個別に見てもらおうとなると、当事者の話を聞くための調停の時間の確保の点から難しいところがある。
- 夕刊で優しい日本語を使おうという取組についての連載記事がある。災害時の



外国人向けのものであるが、英語でなくてもごく簡単な日本語を使うことで伝わるのではということで、例えば「重傷」という言葉を「大きな傷」と表現したりしている。新聞は一般に中学生に向けて書けと言われていたが、書く方も理解していないと優しく書けないというところがある。Q&Aの話が出て、今、社会的にもそういう視点が必要になっているのだと感じた。

- 親が離婚した子どもが健やかに育つということが大切だと思うが、養育費については、払わない人がいるようで、踏み倒されてかわいそうな印象がある。養育費の支払については何か新たな取組が始まったという記憶があるが、どのようなものだったか。
- 例えば、このたびの法改正で、金融機関の口座の照会ができるようになった。
- ◎ より強制執行しやすい方向での改正になっている。既に、養育費の執行については、優先的に差し押さえられる範囲が広がった。
- 一定数踏み倒す人はいる。私の感触では5パーセント前後はいて、その場合、給料を差し押さえている。給料に関しては、将来の養育費を差し押えることができるようになったことも大きい。勤め先が分からない場合、預貯金を差押えることが多い。家庭裁判所が行う履行勧告も一定の効果がある。